

# 児童福祉法の改正等について

## 1 児童福祉法の改正等に伴う対応

資料 1

- (1) 保育士・保育所支援センターの法定化
- (2) 地域限定保育士の創設
- (3) 保育所等の職員が行った児童への虐待についての通告義務
- (4) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設
- (5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の支援給付の創設
- (6) こども性暴力防止法の施行に伴う対応

＜令和7年10月1日施行＞

＜令和8年4月1日施行＞

＜令和8年12月25日施行＞

## 2 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正に伴う対応

- (1) 市町村の対応（子ども・子育て支援事業計画の変更）

資料 2

- (2) 県の対応（子ども・子育て支援事業支援計画の変更）

資料 3

### 参考資料

- ・「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）
- ・「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）
- ・「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について
- ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に向けた周知依頼について
- ・宮崎県こども未来応援プラン（抄）